



2足教教教発第2055号
令和3年1月14日

足立区監査委員 様

足立区教育委員会

令和2年度定期監査(第二期)結果報告に対する措置について

令和2年11月25日付2足監発第1188号により提出された令和2年度定期監査(第二期)結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

(ア) 災害共済給付金の事務処理について<中川東小学校>

2 意見・要望事項

なし

3 措置内容

別紙のとおり

担当 教育委員会事務局教育指導部
教育政策課教育政策 井上 内線3517

(1) 指摘事項

所管課 学務課

指 摘 事 項	措 置 内 容 等
<p>ア 災害共済給付金の事務処理について</p> <p>小中学校では、学校管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病等）に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）との契約に基づき、児童生徒の保護者に対して災害共済給付（医療費、見舞金等）を行っている。</p> <p>災害共済給付金（以下「給付金」という。）は、センターから学務課を経由して、学校が所有する金融機関口座（以下「学校口座」という。）に振込まれ、その後学校から保護者に支払うことになっている。</p> <p>この給付金について監査したところ、中川東小学校（以下「小学校」という。）では次のような不適切な事務処理が行われていた。</p> <p>平成29年度に発生した災害について、保護者から災害報告書等が提出され、平成30年3月5日付でシステム入力によりセンターへ送信された。その後、平成30年4月25日付でセンターが発行した医療費支払通知書が学務課を経由して小学校に送付されたが、確認が不十分であった。そのため、学校口座へ平成30年5月17日に入金されていたにもかかわらず、保護者への振込は平成30年12月21日に行っていた。</p> <p>給付金の事務処理については、速やかな給付金の支払いがなされるよう、過去の監査において繰返し指摘したところである。改善措置として平成31年2月に「災害共済給付事務申請・支払い状況確認マニュアル」が作成されたことによって、多くの学校で適正な処理がなされていた。しかし、本件については改善措置が講じられる</p>	<p>本件は、以下のマニュアル作成前の事務処理であり、現在は適正に事務処理が行われていることを確認しました。</p> <p>1 事実関係及び原因</p> <p>(1) 当該災害共済給付金の申請は、平成30年3月に前任の養護教諭により処理されました。4月に新任の養護教諭が他区から転入してきましたが、前任者との引継ぎ不足があり、5月の振込みを見逃してしまいました。</p> <p>(2) 災害共済給付金の振込口座の確認や、給付金の事務処理が適切に行われているかについて、校長・副校長の確認が不十分でした。</p> <p>2 是正措置・再発防止策</p> <p>平成31年2月に導入した「災害共済給付事務申請・支払い状況確認マニュアル」の活用・遵守を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">〈中川東小学校〉</p> <p>当該校での再発防止策のほか、災害共済給付事業の主管課として、以下の改善を行いました。</p> <p>(1) あらためて、平成31年2月に導入した「災害共済給付事務申請・支払い状況確認マニュアル」の活用・遵守について、校</p>

前の事務処理であった。

今後このような事務の執行が再発することのないよう、指摘した小学校においては、改善措置の徹底に万全を期されたい。

〈中川東小学校〉

長会を通じて各校に指導しました。

(2) 毎月の確認に加え、半年以上1件も申請のない学校には、再度申請漏れがないかの確認をしていきます。

〈学務課〉